二　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに農林中央金庫

三　株式会社商工組合中央金庫

四　信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は農林中央金庫代理業を行う者、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合

五　信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

六　認定信用金庫電子決済等代行事業者協会、認定労働金庫電子決済等代行事業者協会、認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会、農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、水産業協同組合法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会及び認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

七　信用保証協会、保証業務支援機関（信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第三十七条第一項に規定する保証業務支援機関をいう。）、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会

5　協同組織金融室に、室長を置く。

6　［略］

（損害保険・少額短期保険監督室及び統括モニタリング管理官等）

第十三条　［略］

［2・3　略］

4　統括モニタリング管理官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める事務を整理する。

［一・二　略］

三　令第二十二条第一項第一号イに掲げる者の子会社等（保険業法（平成七年法律第百五号）第百十条第二項に規定する子会社等をいう。）　財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する事務

四　令第二十二条第一項第一号ロに掲げる者の子会社等（保険業法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。）　財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する事務

［項を加える。］

2　［同上］

（損害保険・少額短期保険監督室及び統括モニタリング管理官等）

第十条　［同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

［一・二　同上］

三　令第二十二条第一項第一号イに掲げる者及びその子会社等（保険業法（平成七年法律第百五号）第百十条第二項に規定する子会社等をいう。）　財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する事務

四　令第二十二条第一項第一号ロに掲げる者及びその子会社等（保険業法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。）　財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する事務